

北ト協業第99号
令和6年10月21日

各地区トラック協会
ダンプトラック部会長 殿

公益社団法人北海道トラック協会
ダンプトラック部会
部会長 由利敏雄

「排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領」の廃止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は当部会の活動に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成13年度より当部会の取り組みとして「排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領」を定め、排雪運搬の際に側板を取り付けた状態での雪以外を積載しないよう努め、平成29年度以降は同要領が側板の高さを定める根拠として運用してまいりましたが、下記のとおり監督官庁である北海道運輸局より提案を受け、令和6年9月5日（木）開催のダンプトラック部会において、「排雪運搬用ダンプトラック車両の取扱要領」の廃止が決定いたしました。

つきましては、今後は排雪運搬に関する発注者側の仕様書に記載された側板の高さ（左60cm、右80cm）が根拠となりますので、これまでと同様、安全な排雪運搬にご留意されますようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、北海道運輸局から道内自治体に対し周知することとなっておりますので申し添えます。

記

【北海道運輸局の提案】

- ① 現在、発注側（北海道開発局、北海道、札幌市）の排雪運搬に係る仕様書に側板の高さ（左60cm、右80cm）について明記されている。
- ② 発注側において、自ら発注した排雪運搬における側板の高さを遵守させるための監視体制及び違反車への指導体制が整っており、過積載運搬の可能性が低い。
- ③ 監督官庁（北海道運輸局）においては、発注官庁が主体的に側板の管理が行われることから、排雪運搬を行なう場合に側板を装着した状態でも保安基準に適合すると見なす。